

### 議事要旨(3)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長及び小堀研究員より、「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日)からの改正点を示したいいわゆる新旧対照表案に基づき、専門委員会で検討している会計基準のうち企業結合会計基準の公開草案の文案につき説明が行われた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- 取得企業の決定方法について、いくつかの要素を総合的に勘案するとされている点につき、第19項(1)は総体としての株主の議決権比率の大きさという要素であり、他方、第19項(2)は個々の株主等が有する議決権比率の大きさという要素であるが、両者間の関係について確認したいという意見があった。事務局からは、例えば、結合後企業における総体としての株主の議決権比率が旧A社51%、旧B社49%の場合は、第19項(1)の要素では旧A社が取得企業となるが、旧B社におけるある単独の株主等が結合後企業にて大きな議決権比率を有することとなるときは、第19項(2)の要素では旧B社が取得企業とされるため、これらの要素を総合的に勘案して取得企業を決定することになる旨の回答があった。
- 取得企業の決定方法について、現行の定めでは優先順位があったが、第19項では要素を総合的に勘案することとされたため、要素ごとに判定が異なった場合には実務上問題ないかどうか、また、取得企業が異なると時価評価対象が異なるため、のれんの償却も大きく異なることになる懸念があるのではないかという意見があった。事務局からは、多くのケースでは取得企業の決定の判断に迷うことなく当事者間で決定されるであろうし、また、レアケースであっても注記にて取得企業を決定した主な根拠を開示することで妥当性が担保されると思われる旨の回答があった。
- 負ののれんの会計処理に関連して、のれんと見るか利益と見るかによって税効果の取扱いが異なるため、いずれに該当するか検討してはどうかという意見があった。事務局からは、税効果会計の取扱いについては、今後、検討する旨の回答があった。
- 取得原価の算定について、第22項(基本原則)では取引時点の時価を合算したものを取得原価としているのに対し、第23項(複数の取引の場合)では企業結合日における時価を取得原価としているため、整合性がないのではないかと、また、取得原価主義から外れているのではないかとという意見があった。事務局からは、第23項の定めについて

いろいろな考え方があるところではあるが、コンバージェンスを図るべく見直しを行ったものであり、また、表現については検討する旨の回答があった。

- 取得原価の算定について、第 23 項の「企業結合日における時価」とは取得の対価として支配のプレミアムを含むものを意味しているのかどうかという意見があった。事務局からは、通常の時価であると考えられるが、表現については検討する旨の回答があった。

以 上